

〔別紙 1〕

令和 5 年度 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の 実践事例情報発信事業 実施要領

1. 目 的

平成 2 8 年の改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施することが責務として位置付けられ、事業所や施設の福祉サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす方々の福祉ニーズに応えるため、社会福祉法人は自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を実施することが必須となりました。

本事業は、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」事例を収集し、ホームページ等で情報提供することで、社会福祉法人・事業所の認知度や価値観の向上を図るとともに、地域に役立つ社会福祉法人の取組を紹介することを目的として実施します。

2. 記入要領

(1) 事例の記入項目・文字数・写真について

	記 入 項 目	文 字 数
①	法人名、取り組みの名称・見出し、取組番号	1 0 0 文字程度
②	取組のきっかけ	3 0 0 文字程度
③	取組の内容	5 0 0 文字程度
④	法人の評価・感想、地域住民、参加者の声や意見等	1 5 0 文字程度
⑤	名称・所在地、経営施設種別、電話・ファックス番号、URL	1 5 0 文字程度
写真について 1. 写真 4 点程度（※活動状況や施設の外観など、説明書きを添えてください） 2. 個人識別名詞や顔写真についての掲載を確認願います。 3. 写真は事例本文には添付せず、別途データで送信してください。		

（掲載面は、A 4 紙にして約 2 ページ分）

(2) 取組の 9 分類について

〔別紙 2〕の「地域における公益的な取組の 9 分類及び取組例」をご覧ください。

(3) 記入について

- ①事例は、任意の用紙（ワードやエクセルの原稿等）に記入し、下記へメールで送信してください。
- ②事例に併せ、〔別紙3〕の「令和5年度 公益的な取組の実践事例情報発信事業 担当者連絡票」を送付してください。
- ③法人内で複数の取組がある場合は、取組ごとに記入してください。

(4) 応募期限日

令和5年7月24日（月）（一応の期限は設けますが、この日以降も受け付けます）

3. これまでの掲載事例について

島根県社会福祉協議会ホームページ「事業メニュー」－「地域づくり・社会参加」－「地域における公益活動」に掲載しています。
ご覧いただくとともにぜひ参考にしてください。

<https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/social/139>

4. 事例の紹介について

原稿を受け付けた後、順次、掲載内容の校正を依頼します。校了後、県社協のホームページ等の広報媒体で紹介します。

5. 付 記

- ①費用は無料。掲載手続きは県社協が行います。
- ②応募された事例は、基本的に全て掲載します。
- ③これまで掲載された法人の申し込みも歓迎します。
- ④記入にあたり不明な点は、下記へご連絡ください。

本件に関する問い合わせ先・送付先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部 経営支援係〔多久和〕

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階

電話：0852-32-5958 ファックス：0852-32-5956

E-mail：dwat@fukushi-shimane.or.jp